

身体に障がいのある方に対する自動車税(環境性能割・種別割)減免の判定方法の見直しについて(お知らせ)

大分県

本県では、障がい者手帳をお持ちの方が所有(取得)する自動車について、一定の要件を満たす場合に、自動車税(環境性能割・種別割)を減免しておりますが、身体に障がいのある方の幅広い社会参加をより一層支援していくため、令和3年3月1日から、同一の障がい区分(下肢不自由など)、等級で2つの重複する障がいを有する方の減免の判定方法を次のとおり見直します。

なお、軽自動車税環境性能割は同様の取扱いとなりますが、軽自動車税種別割についてはお住まいの市町村にお問い合わせください。

見直しの内容

障がいの状況	現行	見直し後
同一の障がい区分、等級で2つの重複する障がいがある場合	個別の障がい等級で判定	個別の障がい等級の1級上の等級で判定(※)

※ 但し、2つの重複する障がいが身体障害者福祉法施行規則別表第5号の表中に指定されているのは当該等級とします。

例: 下肢不自由で3級以上を要件とする「家族等運転」の場合

身体障がい者手帳に表1のとおり表記されている場合、現行の取扱いでは個別の等級である「下肢4級」となり減免の対象となりませんが、見直し後は表2のとおり1級上の「下肢3級」で判定することとなり、減免の対象になります。なお、**その他の要件もありますので詳しくは、住所地を所管する県税事務所までお問い合わせください。**

表1

個別の障がい名・等級
右下肢の機能の著しい障がい(4級)
左下肢の膝関節の機能を全廃したもの(4級)



表2

同一の障がい区分(下肢不自由)、等級(4級)で2つの重複する障がいがある場合、個別の障がいの等級の1級上の等級
下肢3級(減免対象)

減免の内容

- 自動車税環境性能割
250万円に自動車税環境性能割の税率(0~3%)を乗じて得た額を限度額として減免されます。
- 自動車税種別割
45,000円(グリーン化税制による重課対象車は51,700円(バス、トラックは49,500円))を限度額として減免されます。
なお、**減免申請月からの年税額の月割減免となりますので、減免限度額も月割となります。**

実施の時期

- 令和3年3月1日から減免申請の受付を開始します。
- 自動車税環境性能割 …… 令和3年3月1日取得分から
 - 自動車税種別割 …………… 令和2年度課税分から(但し、申請月からの月割減免となります。)

問い合わせ先

- 別府県税事務所(所管市町村:別府市、杵築市、国東市、姫島村、日出町)
〒874-0021 別府市大字鶴見字下田井14-1 ☎0977-67-8211
 - 大分県税事務所(所管市町村:大分市、臼杵市、津久見市、由布市、佐伯市、竹田市、豊後大野市)
自動車税管理室
〒870-0907 大分市大津町3-4-13 ☎097-552-1121
 - 日田県税事務所(所管市町村:日田市、九重町、玖珠町)
〒877-0004 日田市城町1-5-16 ☎0973-22-4175
 - 中津県税事務所(所管市町村:中津市、豊後高田市、宇佐市)
〒871-0024 中津市中央町1-5-16 ☎0979-22-2920
- 自動車税環境性能割に関するお問い合わせは大分県税事務所自動車税管理室にお願いします。